



# 目指そう！ みんなと一緒につくるまち

## ●なぜ、地域まちづくり協議会が必要なの？

少し昔の日本では、農作業の合間など、常に地域の人々が集まる機会がありましたので、困り事があってもみんなで助け合って解決してきました。ボランティアという言葉を持ち出すまでもなく、生活の一部として当たり前のように人々は支え合っていたのです。

ところが、今では仕事も農業主体ではなくなり、サラリーマンが増えたことで核家族化が進みました。また、お店の開業時間などにも見られるように、人々のライフスタイルも様々なものとなっています。結果として、地域の人と顔を合わす機会が減り、地域に対する関心も薄れてくるようになりました。経済が成長するにしたがって、支え合いの文化は崩れてきたのです。しかしながら、今となっては、昔の生活に巻き戻すことは難しい状況となっています。

そんな中、様々な問題が新たに発生しています。例えば、孤独死や児童虐待、犯罪行為や迷惑行為も多様なものとなっています。そして、更に重要な事は、これからの我々を取り巻く状況はさらに深刻なものになるということです。人口の減少や超高齢化社会の到来は避けては通れませんし、経済の急激な成長も見込みにくい状況となっています。

では、我々はどうすれば良いのでしょうか？これからは、右肩上がりの発想とは決別し、今ある資源を活かす発想に切り替えていくことが重要です。出来る人が出来る事を重ね合わせ、みんなでまちづくりを行うことで、成熟社会にふさわしい豊かな地域を築いていく必要があります。

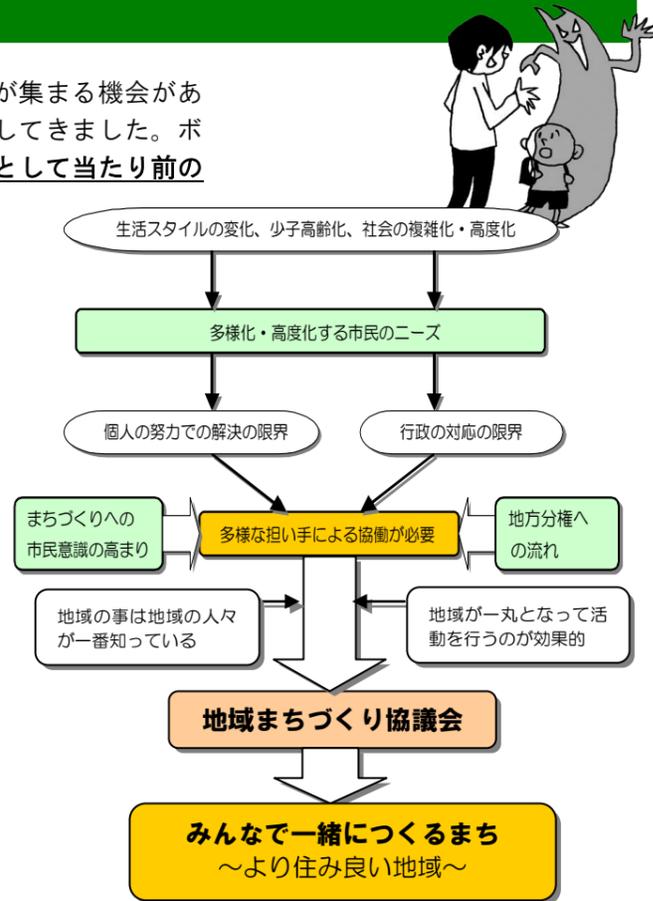
## ●地域まちづくり協議会って？

より住み良い地域づくりを行うために、「地域まちづくり協議会」を設置します。

この協議会は、地域課題を地域自らが解決するための組織であり、地域住民が通常徒歩で行き来できる生活圏である各小学校区を概ねの単位として設立を目指すものです。

ここでは、地域に住む人々が集い、自分達のまちについて語り、そして自発的にまちの将来像を考えていく必要があります。そして、その将来像に向かって、地域に住む人が当事者意識を持って、計画的に課題解決に向けて取り組んでいくことが重要になってきます。

協議会の構成は、自治会・町内会、各種地域団体、NPO法人、ボランティア団体、事業者、地域住民など、地域を取り巻く様々な人々によって構成されるものと考えます。(右図参照)



イメージ図

## ●協議会設立してどんなメリットがあるの？

- ①地域の総意による課題の解決  
地域の総意に基づき、一体感を持って校区の課題に取り組める
- ②相乗効果が期待できる  
各種団体が連携・協働することで、活動に相乗効果が生まれる
- ③各種団体の課題解決  
個々の団体では解決できなかった課題が解決される
- ④効率的な活動が可能  
会議や事業等の重複を避けることで、活動が効率的になる
- ⑤住民の地域参加が促進される  
地域参加により、ネットワーク力や地域への愛着心等が向上する

大前提としてより良いまちづくりが実現するというメリットがあるよ



## ●地域まちづくり協議会を支えます ~地域力UPサポート制度~

地域まちづくり協議会は一定の要件(右記参照)を満たす必要があります。なお、財政支援を除く支援については、協議会を目指す段階(準備会)から行います。

### 地域まちづくり協議会の要件(主なもの)

- 地域課題を自ら解決することを目的とした団体
- 概ね小学校区を1つの単位
- 住民総意により設立・運営
  - ・住民等の自由な参画の機会が保障されている
  - ・情報発信・公開の取組みがなされている
  - ・地域を取り巻く様々な住民等により構成

### ①財政支援

協議会の組織運営に関する支援と、地域課題の解決などに伴う活動への支援を行います。(右表参照)

### ②人的支援

協議会の設立時、及び設立後に必要な人材の支援を行います。具体的には、学識経験者等のアドバイザー派遣、地域の主体性を尊重した職員の間わり(地域サポーター制度)などを行います。

### ③その他支援

協議会の設置・運営に必要な情報の提供や相談、講座の開催などを行います。

### 財政支援のしくみ

活動支援	
事業名	地域まちづくり支援補助金
対象内容	地域まちづくり協議会が行う地域課題に取り組む事業に要する経費
金額	上限40万円 (10/10補助)



### 問い合わせ

河内長野市役所 市民協働課  
 住所:河内長野市原町1-1-1  
 電話:0721-53-1111  
 E-mail: shiminsanka@city.kawachinagano.lg.jp

## 地域まちづくり協議会・設置フロー図

まちづくり協議会の設置は、地域住民の思いをベースに、ボトムアップの過程を経ながら、その地域に合った方法で行うことが重要です。

### ●長野小学校区の場合

平成21年3月

～まちづくり交流会開始～  
顔の見える関係作り・課題共有

平成22年4月頃

出てきた意見に対して、誰がどのように動かしていけば良いのか？

#### 地域住民の思い

交流会での意見を受け止め、解決していくしくみを検討していくことが必要

行政からの働きかけ

平成22年7月頃

地域による呼びかけ

先進地視察

行政からの後方支援

平成23年1月

準備会立ち上げ

行政から人的支援  
・地域まちづくり協議会の設置を支援

協議会設置

行政から人的支援  
・地域まちづくり協議会の組織運営を支援（自立化）  
・地域課題の解決に向けた活動支援（活性化）及び提案や要望の調整

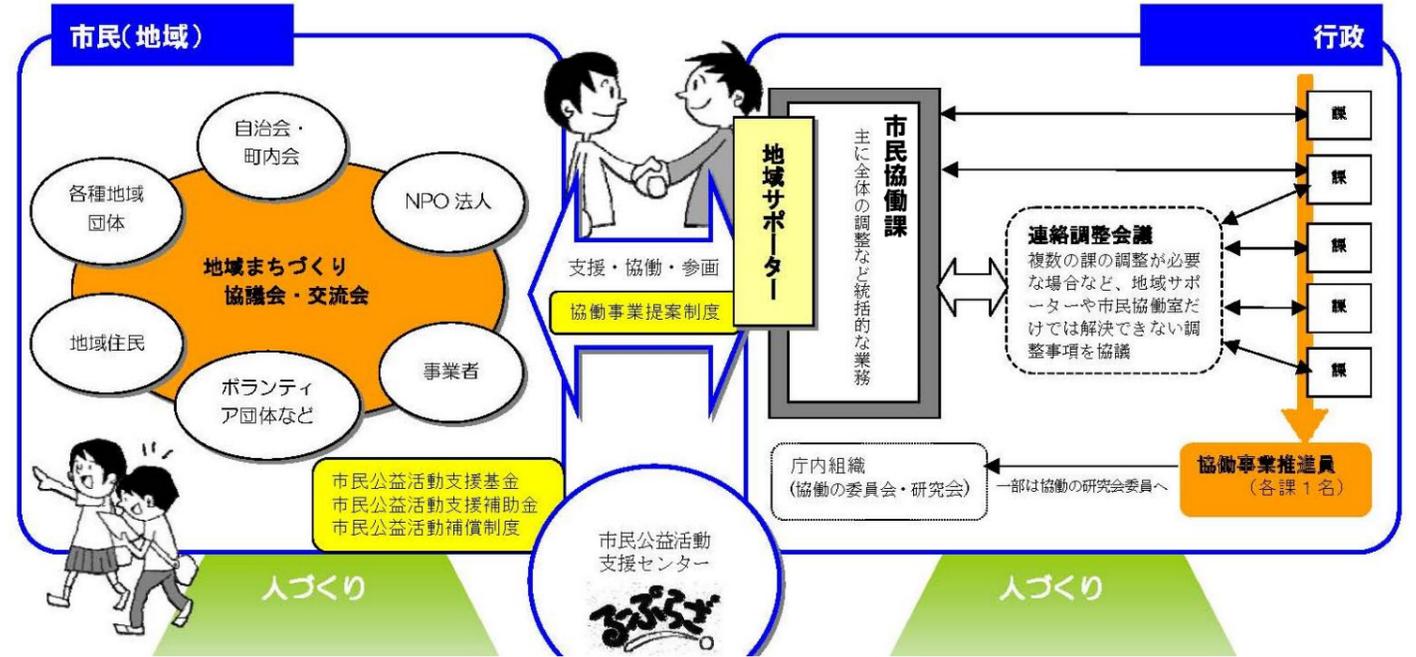
行政から財政支援  
・地域まちづくり支援補助金

平成23年7月 設立総会 新たな段階へ

## 地域まちづくり協議会への人的支援について ～地域力UPサポート制度（地域サポーター）～

### ①庁内のサポート体制について

地域との最前線である現場には「地域サポーター」を派遣するとともに、「市民協働課」が全体の統括、複数の課をまたぐ案件などは「連絡調整会議」を実施することにより、市全体として協議会をサポートする体制を整えます。



### ②制度の中身について

準備会の設置から協議会設置までの期間を【ステップ1】、協議会設置後を【ステップ2】と区分し、発展段階にふさわしい職員による支援を行います。

